

# 健康スポーツ課の施策について

目次

1.スポーツ実施率向上のための中長期的な施策について.....	2
2.主な令和2年度概算要求について.....	8
3.総合型地域スポーツクラブについて.....	13
4.ビジネスパーソン向けの取組について.....	19
5.障害者スポーツの振興について.....	25

スポーツ庁健康スポーツ課

# 1.スポーツ実施率向上のための 中長期的な施策について

# 1-1.「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」について

## スポーツ審議会健康スポーツ部会

### スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

**「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！**

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要

スポーツ審議会総会  
において、  
**健康スポーツ部会**  
を設置  
(2017年7月7日)

#### ＜健康スポーツ部会：開催実績＞

- 第1回：2017年9月20日
- 第2回：2017年11月27日
- 第3回：2018年2月27日
- 第4回：2018年3月26日
- 第5回：2018年5月11日
- 第6回：2018年6月25日

(スポーツ実施率向上のための行動計画策定)

- 第7回：2018年10月2日
- 第8回：2019年2月12日
- 第9回：2019年3月28日
- 第10回：2019年6月10日

### スポーツ実施率向上のための 行動計画 (2018年9月6日策定)

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のため  
の新たなアプローチや、即効性のある取組

#### 【施策の対象】

※全体の他に、主な対象として、以下のとおり

- 子供・若者  
…スポーツの実施について二極化が課題である
- ビジネスパーソン  
…特にスポーツ実施率が低い  
(20代～50代は全体平均を下回る)
- 高齢者  
…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
- 女性  
…男性と比較してスポーツ実施率が低い
- 障害者  
…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

### スポーツ実施率向上のための中 長期的な施策 (2019年8月7日スポーツ庁長官決定)

新たな制度創設・制度改正も視野に入れた  
中長期的な施策

#### 【施策の対象】

※以下の4つの分野を柱として、とりまとめ

1. 地域におけるスポーツの環境づくり
2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進
3. 障害者スポーツの推進
4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

**今後、工程表を策定し、施策を  
具体的に推進**

# 1-2.スポーツ実施率向上のための中長期的な施策〈概要〉

## 【1. 地域におけるスポーツの環境づくり】

- (1) 総合型地域スポーツクラブの質的充実
  - ①総合型クラブの登録・認証制度の整備、中間支援組織の整備、
  - ②登録・認証を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進
- (2) スポーツ推進委員の活用の促進
  - ①資質向上のための研修の充実、優れた人材発掘のための働きかけ等
  - ②地方自治体の健康部局、障害福祉部局等との連携による活用の促進
- (3) スポーツをしやすいまちづくり（スポーツをする場の確保）
  - ①学校体育施設の有効活用に関する手引きの策定等用
  - ②スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの構築
  - ③地域ごとのスポーツのしやすさを評価、公表する仕組みの検討

## 【2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進】

- (1) 医療機関等との連携の促進
  - ①医療機関等の関係者へのスポーツ教室等に係る情報提供の促進
  - ②運動処方情報を踏まえ、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組み等の構築
- (2) スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築
  - ①「スポーツ・イン・ライフ」のロゴの活用の促進
  - ②2020年東京大会等に向け、官民連携による事業推進体制の構築
- (3) 企業における従業員のスポーツ実施の促進
  - ①厚生労働省と連携し、従業員が運動・スポーツをしやすい環境整備を事業者へ促進（厚労省指針の改正）
  - ②企業における取組の促進のためのインセンティブの在り方について検討

## 【3. 障害者スポーツの推進】

- ①特別支援学校の学校開放の推進等を含めた施設整備の在り方の普及啓発
- ②教員養成課程（保健体育科）での障害者スポーツに係るカリキュラム導入推進、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方の検討
- ③地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用する事業モデルの確立、関連施設の見える化による障害者スポーツ普及拠点の形成
- ④地域で医療・福祉・教育・スポーツ分野をコーディネートする人材育成等
- ⑤重度障害者等のスポーツ実施環境の改善
- ⑥障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法の好事例を収集、周知

## 【4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進】

- (1) 地方自治体における現状の「見える化」
  - ①国が調査票のひな形を作成し、簡易な方法での調査を可能とする。
  - ②調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みの検討
- (2) スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進
  - ①スポーツ庁、国立スポーツ科学センター、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用等
  - ②調査等のローデータについて、公開できるものについては積極的に公開

「スポーツ実施率向上のための行動計画」の着実な実施と合わせて、本施策を具体化し計画的に実施を図る

## スポーツ実施率の向上

42.5% → 55.1% → 65%程度  
<平成28年度> <平成30年度>

# 1-3.地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項①

スポーツ実施率向上のための行動計画(H30.9.6)より抜粋

## (1) 全体に共通する取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔スポーツの捉え方の意識改革〕

① スポーツには、皆が日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれるということを共有し、スポーツそのものの捉え方について意識改革を図る

- ・スポーツについて、激しい身体活動やつらいものとして考える必要はない、必ずしも勝ち負けにこだわるものでもない（楽しみとして体を動かすレジャー等も含む）という意識を共有する。
- ・ウォーキング、散歩、ひと駅歩き、階段昇降等も含め、目的をもって楽しく体を動かせば、それがスポーツである。スポーツはアスリートのものだけではなく、みんなのものであるという認識の情報発信をしていく。

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツをする場所の整備〕

② 既存施設や指導者の有効活用を図る

- ・学校施設（校庭・体育館等）の開放を促進する。

③ 総合型地域スポーツクラブに地域住民がより参画しやすい環境を整備する

- ・総合型地域スポーツクラブが地方自治体と連携して地域住民のスポーツニーズを的確に把握し、スポーツ・レクリエーション種目も含めた当該ニーズに対応する取組を行う。

〔スポーツ関係者に向けた発信〕

⑤ 「スポーツ推進アクションガイド」の普及を図る

- ・スポーツ関係者等は、「スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を参照し、自らも実施可能なものについて導入していく。

## 1-3.地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項②

〔スポーツ実施に関わる人材の活用〕

### ⑬ スポーツに関する人材の一層の活用を図る

・国、地方自治体、全国スポーツ推進委員連合が連携し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体等との連携・協働を促進することができるよう、スポーツ推進委員の活用を促進するとともに、その資質向上を図る。

〔「地方スポーツ推進計画」の策定の促進〕

### ⑭ 「地方スポーツ推進計画」の策定を促進する

・地方自治体はそれぞれの団体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた策を講じていく必要がある。そのための「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定を促進するとともに、着実に実施されるよう、国も連携を図りつつ、取組を推進していく。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。

・課題の抽出、分析に加え、PDCAサイクルを回していくためには、JAGESプロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。

・地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す。

〔表彰の実施〕

### ⑮ 地方自治体の取組の表彰を実施する

・地方自治体のスポーツ実施率向上の先進的な取組を表彰するとともに、その取組をモデル事業として紹介し、全国的な展開を促す。

〔継続的な取組とするための関連部署との連携〕

### ⑯ まちづくり計画と連携する

・公共交通機関を利用しやすいように整備し、その利用を促進していくことによって、「歩く」ことが促進されるなどの効果もあることから、スポーツ担当部局だけではなく、健康に関する取組を実施している部局、まちづくりを担当している部局との連携を図っていく。

〔関係機関との連携〕

### ⑰ 省庁・地方自治体の垣根を超えて、政策の連携を図る

・地方自治体においても、スポーツの担当部局、健康部局、障害福祉部局等との連携を図っていく。

## 1-3.地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項③

### (2) 主な対象ごとの取組

#### ア. 子供・若者向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツをする場所・仲間づくり〕

⑤地域の実情に応じたスポーツ環境の整備を図る（運動部活動の見直し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る）

- ・学校や地域の実態に応じて、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域と学校が協働・融合した形でのスポーツ環境整備を進める。
- ・スポーツ少年団においては、スポーツが好きではない子供や興味のない子供も活動に参加できるよう「アクティブ・チャイルド・プログラム」(ACP) 等を積極的に導入するよう取り組むとともに、他競技を実施する団との交流等、複数種目のスポーツ活動の実施を促進する。

#### イ. 女性向けの取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔特性に応じたスポーツ実施促進のためのアプローチ〕

①スポーツを実施していない女性に対するアプローチを実施する

- ・女性のスポーツ実施率の向上について、女性をはじめ国民及び幅広い関係者に対してメッセージを発信する「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」を実施する。

#### オ. 障害者向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔地域における障害者スポーツの環境整備〕

④身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備する

- ・各地域における課題に対応して、例えば医療・福祉施設との連携や総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加・受入れの促進等により、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。
- ・特別支援学校では中学校・高等学校に比べて運動部活動の実施環境が限られていることも踏まえ、地域のスポーツクラブ等と連携した運動部活動の設置など、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。

## 2. 主な令和2年度概算要求について

(障害者スポーツについては5.を参照)





スポーツ庁

スポーツが変える、未来を創る。



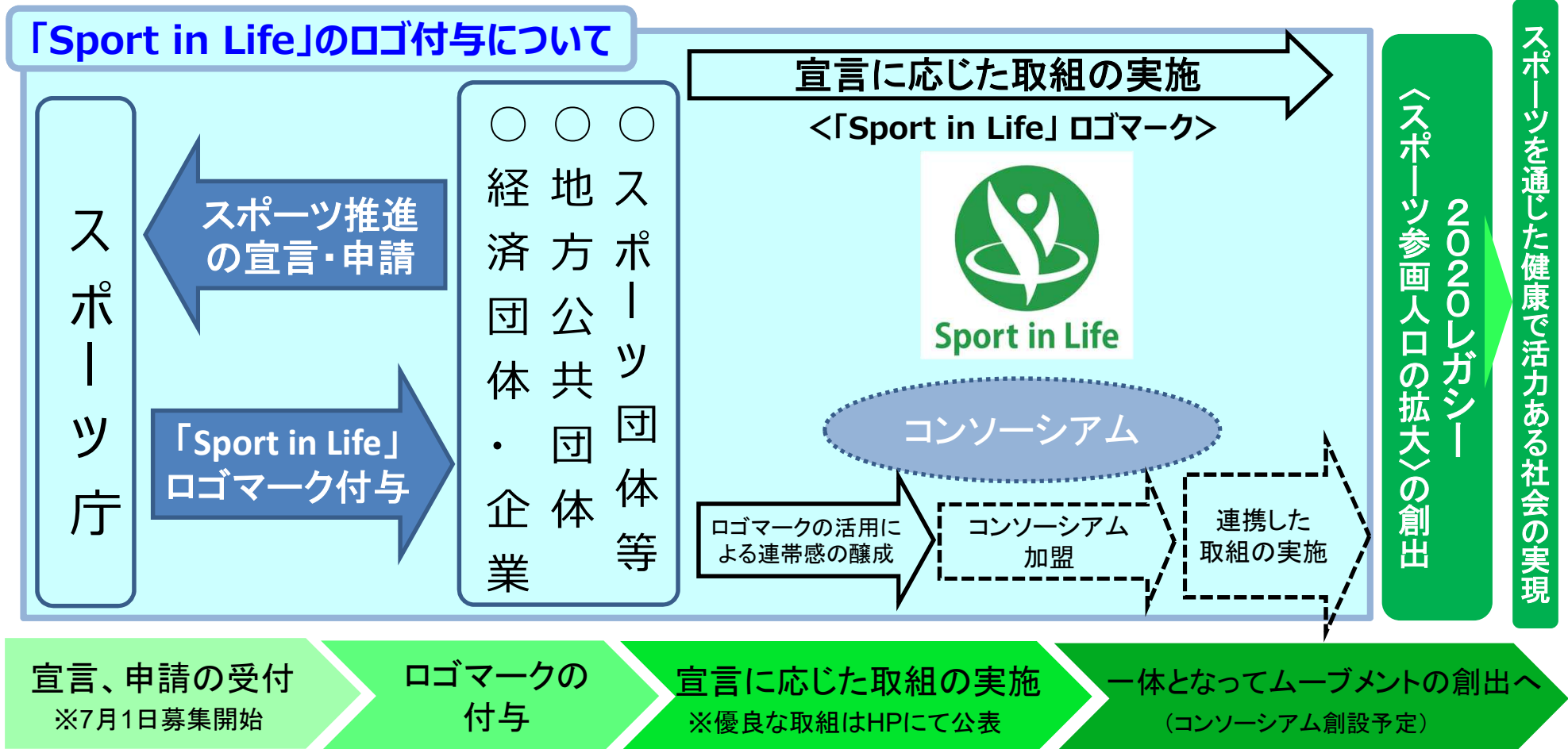
# Sport in Life

2020年東京大会のレガシーに向けて、  
一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、  
生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」という姿を目指しています。



# Sport in Life プロジェクト~2020年東京大会のレガシーに向けて~②

- スポーツを行うことが生活習慣の一部となる、そのような姿を目指し、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現のため、「Sport in Life プロジェクト」をスタート。
- 本プロジェクトのシンボルとして、「Sport in Life」のロゴマークを作成し、共にスポーツを推進していただける地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、企業等に付与。このロゴマークのもとで積極的な取組をオールジャパンで促進。
- スポーツ実施率65%程度の達成（新たに約1,000万人のスポーツ人口を拡大）に向けて、スポーツ庁は本プロジェクトの理念や取組の普及拡大を図り、スポーツに親しむ気運と関係機関・団体・企業等における連帯感、一体感を作り出す。
- さらに、参画団体等の連携した取組が促進されることを目的とした共同体（コンソーシアム）を創設する予定。参画団体等の連携した取組で、スポーツ実施に向けた大きな推進力、相乗効果が生まれることを期待。



## 趣旨・目的

- 「第2期スポーツ基本計画」では、2021年度末までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げている。
- 昨年9月に策定した「スポーツ実施率向上のための行動計画」において、2020年東京オリパラ大会の機運を活かし、関連団体と連携しながらスポーツの楽しさを発信することとしている。
- これらを踏まえ、これまでスポーツ庁が個別に行ってきた事業を一元的に集約し、より効果的・効率的な事業実施を行う。また、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等が独自に進めるスポーツを推進する取組を本プロジェクトで一体化し、連携・協働しながら2020年東京オリパラ大会のレガシーとして、多様な形でスポーツの機会を提供することにより、新たに目標達成に必要な1000万人のスポーツ実施者を増加させる。

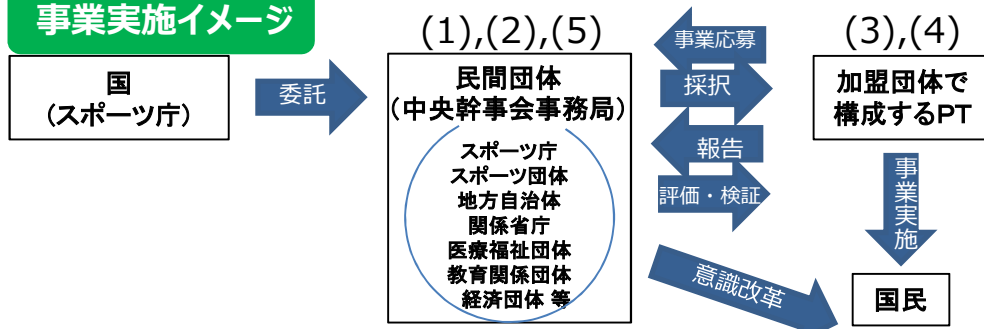
## 事業概要

- スポーツ実施者を新たに1000万人増加させることを目的として、関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等の国民のスポーツ振興に積極的に取り組む関係団体で構成するコンソーシアムを設置する。
- コンソーシアムに「中央幹事会」を設置し、プロジェクトを統括するほか、事業スキームの構築・評価・効果検証等を行う。
- 各種事業の実施に当たっては成果連動型民間委託（PFS）の仕組みを導入し、事業が戦略的に実施されるようにする。
- コンソーシアム加盟団体の自主的な連携による活動を促進させる仕掛けを施し、スポーツ実施者の増加に向けた推進力、相乗効果を創出する。

(具体的な事業) ※は成果連動型の対象

- (1) 事業スキームの構築・評価・効果検証
- (2) 加盟団体の連携促進とスポーツの捉え方に関する意識改革の取組
- (3) 複数の加盟団体で構成するプロジェクトチーム（PT）による課題（スポーツ実施の阻害要因）解決のための実証実験※
- (4) PTによるターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策※
- (5) 安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり

## 事業実施イメージ



## 体制イメージ



**2020年東京大会のレガシーの創出  
(スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現)**

# 運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額: 180,000千円)  
令和2年度概算要求額: 180,000千円

## 事業趣旨・目的

多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びQOLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

## 事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進のための持続可能な施策として、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する

### 【共通事項】

行政内（スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、民間事業者、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



### 【+a】

#### ① 相談斡旋窓口機能

地域包括支援センターや薬局など「地域の身近な相談窓口」として、住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える専門的な人材を配置し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



#### ② 官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



#### ③ 複数の地方公共団体の協働

複数の地方公共団体が連携し、運動・スポーツの場の共有、楽しい競い合いや同じ取組をすることなどで、スポーツを通じた健康増進を推進する取組を円滑にすすめ、さらには相乗効果を狙う。



### 【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

#### ① 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等のリスクのある住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、科学的根拠に基づいた疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのしくみづくり及び実践により、スポーツを通じた健康増進を推進する。

具体的には、健康スポーツ医など運動・スポーツに十分知識と理解のある医師及び医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動指導者が連携して、患者情報等を共有し、地域で楽しい運動・スポーツの習慣化を実施する体制を整える。



#### ② 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

## 実施形態 都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

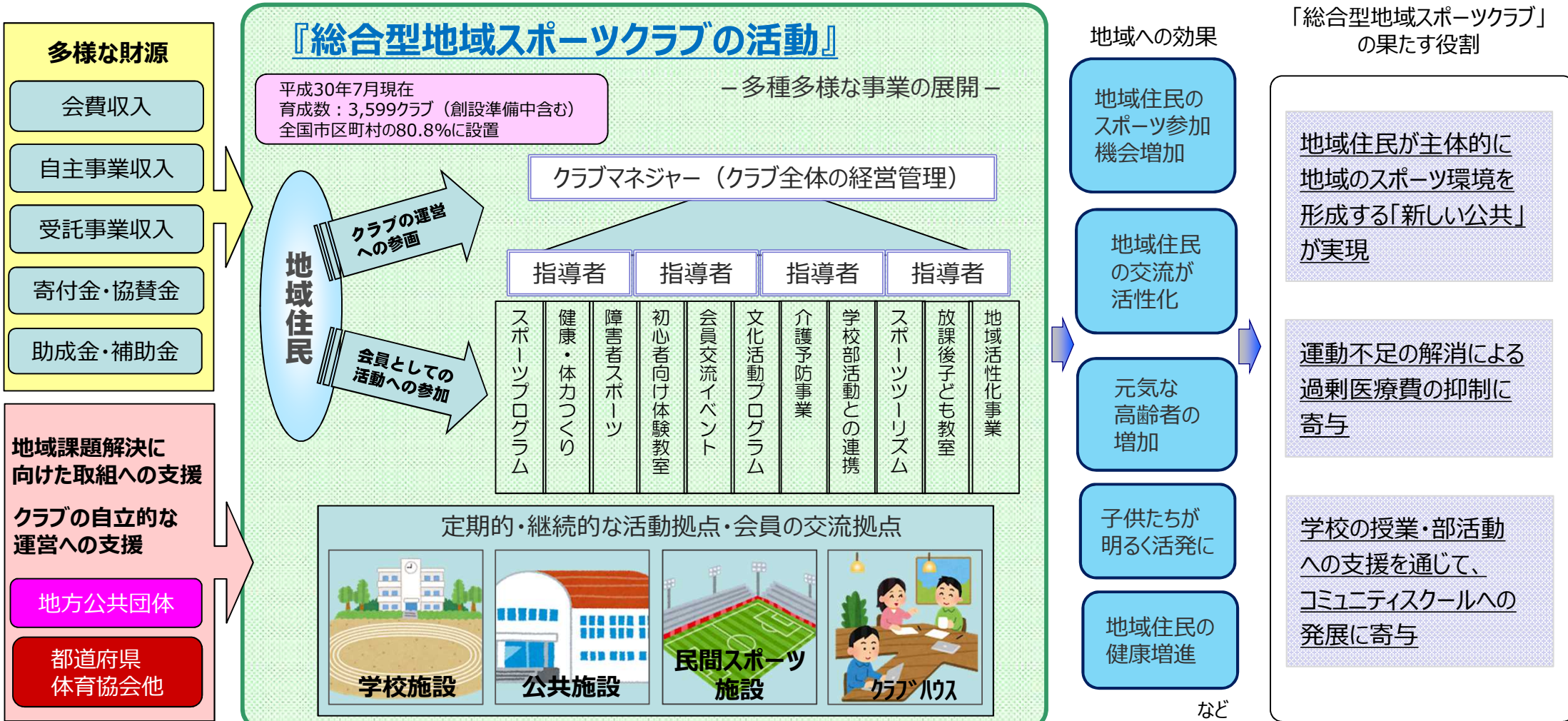
# 3. 総合型地域スポーツクラブ について

# 3-1.総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブとは

「多種目」「多世代」「多志向」というスポーツクラブとしての形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているもの。

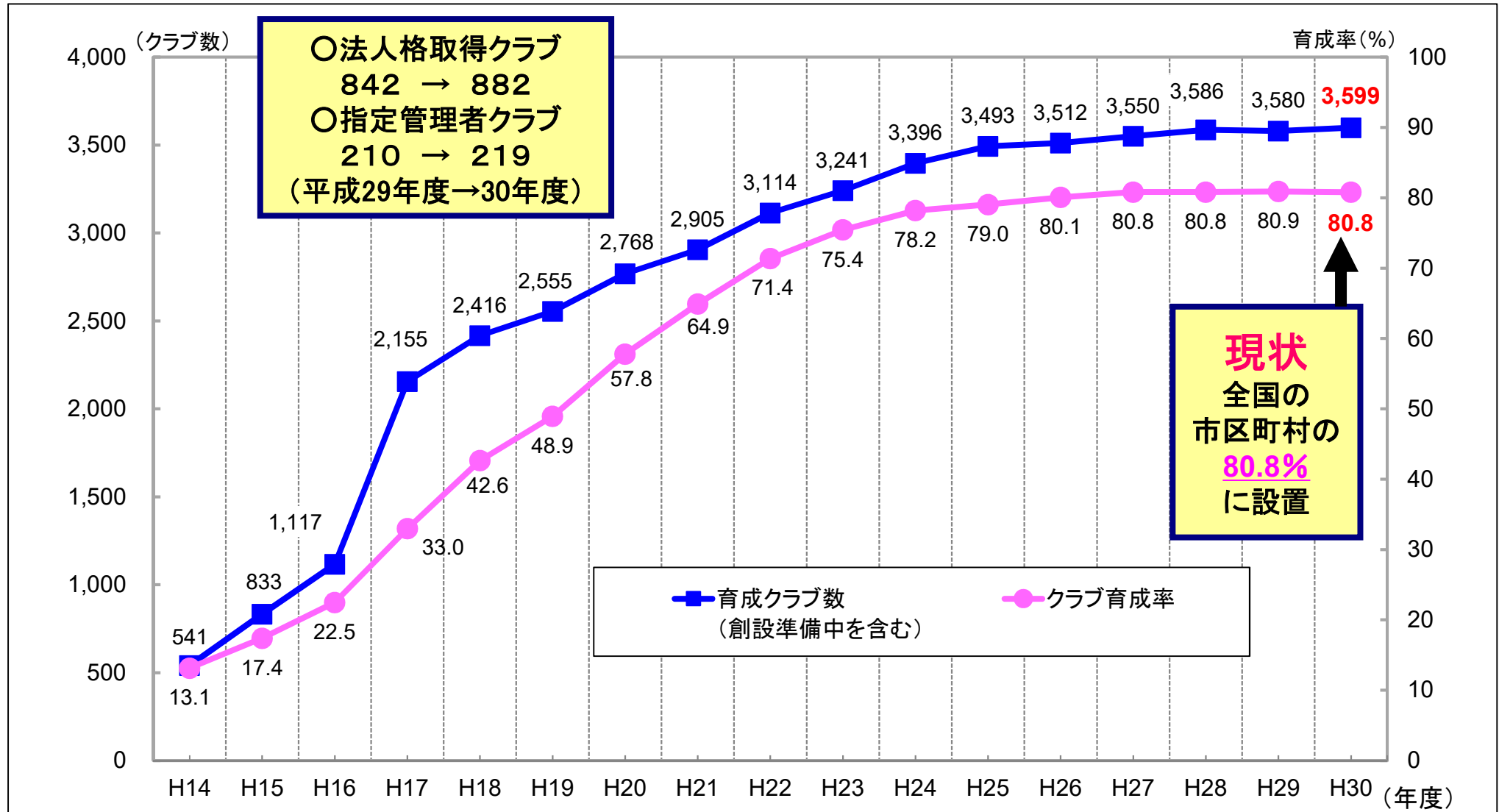
・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）  
第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。



## 3-2.総合型地域スポーツクラブの設置状況

(平成30年7月1日現在)

- ✓ 育成クラブ数 H30年度: **3,599 クラブ** (H29年度から19クラブ増加)
- ✓ クラブ育成率(全市区町村に対する総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合)  
H30年度: **80.8%** (H29年度から0.1%減)



(文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計) ※総合型地域スポーツクラブ数については、創設準備中を含む。

# 3-3.総合型クラブ登録・認証制度について

## 目的

- 「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に向け、総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)を持続可能な「社会的な仕組み」とする。
- スポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かした「新たな地域スポーツ体制」を創造するための一歩として、総合型クラブの全国的なガバナンスを確立する。

## 現状

### ■ 総合型クラブの概要と登録・認証制度の必要性

- 地域住民が主体的に運営。
- 多様目・多世代・多志向の活動を中心に非営利で運営。
- 育成数は全国3,599クラブ(平成30年度時点)。
- 地域課題解決など公益的な取組を期待されているが、必ずしも十分に機能していないとの指摘。

機能するためには

- 行政の取組・・・総合型クラブを理解し、施設確保や広報等の支援
- クラブの取組・・・クラブ自らが質的充実に向けた取組を行う

この取組のためには

登録・認証制度が、行政・クラブそれぞれの取組の基盤として必要

いつまでに

- 日本スポーツ協会は、令和2年3月末を目途に、総合型クラブ全国協議会※1を基盤とした登録・認証制度を創設(運用開始は令和3年4月)。

### ■ 地域スポーツ体制をめぐる課題への対応

- 日本スポーツ協会は、中学校運動部活動の地域への移行を見据え、その受け皿としてのスポーツ少年団と総合型クラブを、全国の体育・スポーツ協会が適切にコーディネートする必要性を認識し、その旨をまとめた「提言※2」を平成30年6月に公表。

## 今後

### ■ 登録・認証制度の創設により期待される効果

- 総合型クラブの公益的な取組の促進
  - ・行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続
  - ・行政内各部署間での総合型クラブに関する情報共有の促進
- 総合型クラブの質的充実
  - ・自己点検・評価の実施(PDCAサイクルの確立)
  - ・ガバナンス確立
- 総合型クラブ登録・認証制度と既存のスポーツ少年団登録制度との統合に向けた検討を開始(新たな地域スポーツ体制の創造)

### ■ 課題

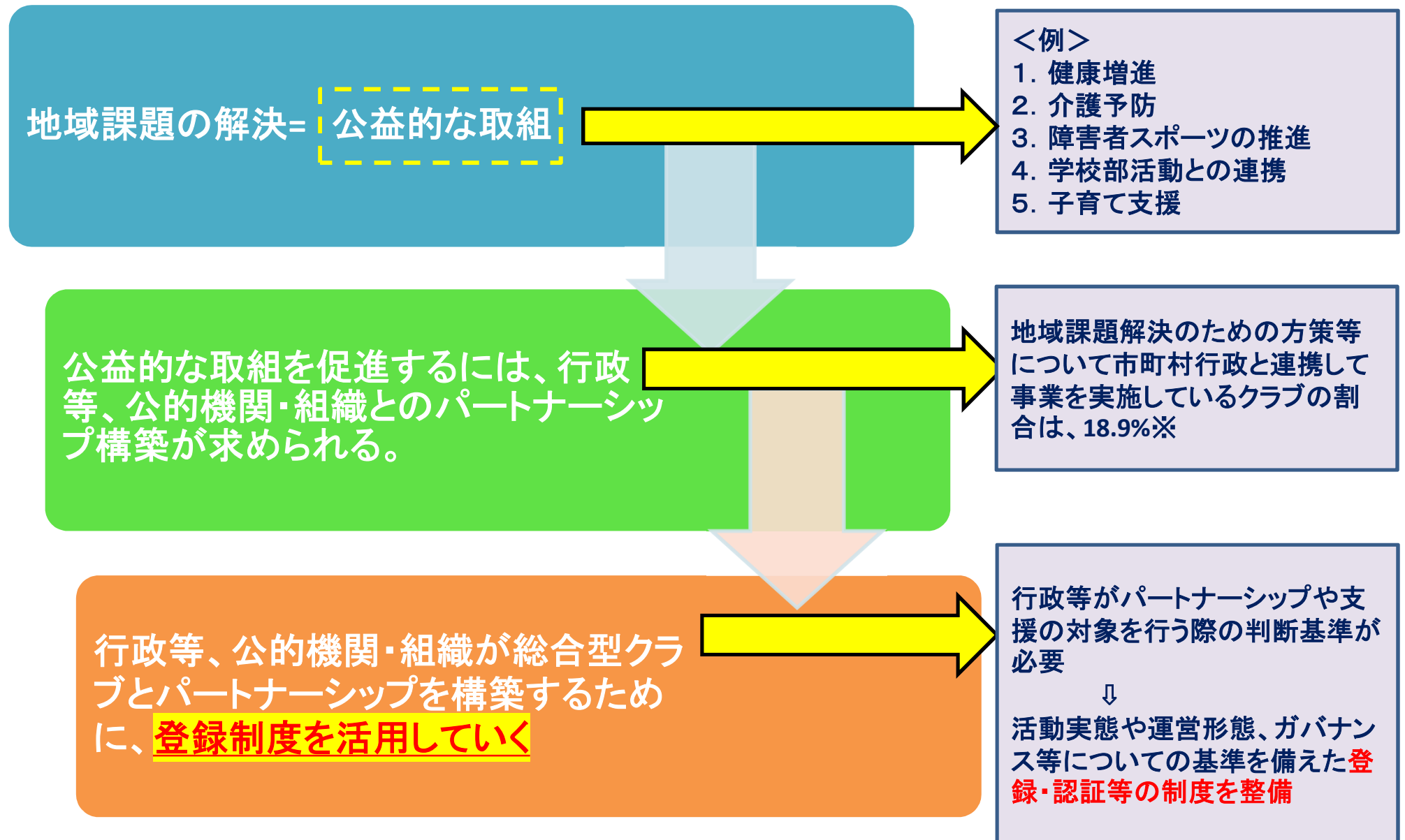
- 総合型クラブ登録・認証制度の運用体制を確立するためには、都道府県レベルでの中間支援組織の整備が不可欠。
- 中間支援組織を担う都道府県体育・スポーツ協会に対し、行政が適切な支援を行う必要性。
- 学校運動部活動の地域への移行をめぐるっては、学校施設開放や事故発生時の責任体制の確立等、行政側の取組も必要。

※1 日本スポーツ協会が平成21年に組織内組織として創設。全都道府県に創設された「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を通じ、2,769クラブが加入。(平成30年度時点)

※2 提言「今後の地域スポーツ体制の在り方についてージュニアスポーツを中心としてー」



### 3-4.登録・認証制度の必要性



※「平成29年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」スポーツ庁（2018）

# 3-5.多様なニーズや地域課題に応える総合型地域スポーツクラブの特色ある取組

## ◆ 「スポーツを通じた健康増進」 （健康づくり事業や介護予防事業）

- ✓ NPO法人スポーツ・サンクチュアリ・川口（埼玉県川口市）が、地域包括支援センターと連携・協働。
- ✓ 介護予防事業における二次予防事業教室の「卒業生」の受け皿となる健康運動サークルの運営支援や指導者の派遣等を実施。



健康運動サークルの様子

## ◆ 「学校との連携」（学校運動部活動との連携）

- ✓ チャグチャグスポーツクラブ（岩手県滝沢市）では、校外型部活動『チャグチャグスポーツクラブ滝二中硬式テニス部』として活動。学校側の配慮で担当の先生を配置。
- ✓ 現在、硬式テニスの他にバドミントンやラグビーなど計5種目において部活動の活動を一部クラブで実施している。



大会へも学校の配慮で教員も帯同

## ◆ 「子育て支援」（放課後児童クラブの運営）

- ✓ NPO法人朝日丘スポーツクラブ（愛知県豊田市）が、豊田市から「放課後児童健全育成事業」を受託し、朝日丘地区の3小学校の放課後児童クラブの管理運営業務を実施。
- ✓ 遊びの時間に、スポーツ指導者がコーディネーショントレーニングを取り入れた運動遊びのプログラムを提供。



コーディネーショントレーニングを取り入れた遊びのプログラムを提供

## ◆ 「障害者スポーツの推進」 （障害者の方へのスポーツ機会の提供）

- ✓ NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF（神奈川県川崎市）が、近隣の県立養護学校と協力。
- ✓ 知的障害をもった方とその家族向けに「SELFハートクラブ」を立ち上げ、スポーツや音楽を楽しむプログラムを提供。



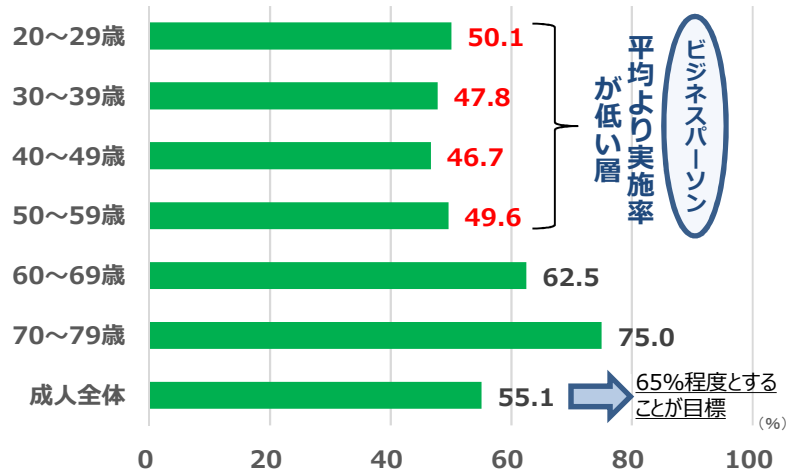
卓球を楽しむ様子

# 4. ビジネスパーソン向けの取組 について

# 4-1.「FUN+WALK PROJECT」

- ・いわゆるビジネスパーソン世代は、日々忙しく、なかなかスポーツをするための時間を確保できない状況。
- ・そこで、普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、自然と「歩く」習慣が身につくプロジェクトとして「FUN+WALK PROJECT」を開始。
- ・まずは、1日の歩数を普段より**プラス1,000歩（約10分）／日**、1日当たりの**目標歩数として8,000歩**を設定。
- ・20代～40代のビジネスパーソン向けのシンボリックな活動として、「仕事」と「ファッション」を包含する「歩きやすい服装」を推進。

## ■年代別の週1回以上スポーツ実施率（成人のみ）



## 【歩きやすい服装（FUN+WALK STYLE）の推進】

底が柔らかく歩きやすい革靴・ビジネスシューズ、スニーカー、リュックサック、ストレッチ素材のスーツなど様々なスタイルを推進。通勤時間や休憩時間、昼休み等の隙間時間を活用して、「歩く」ことからスポーツのきっかけづくりを図っていく。



## 「歩く」ことが楽しくなる仕組みづくり・大衆に訴求する普及広報の実施

### 【FUN+WALKアプリ】



- ◆ **歩数に応じて利用可能なクーポン**  
歩けば歩くほど、お得なクーポンが受け取れる。クーポンで歩くモチベーションアップ！
- ◆ **ご当地キャラを活用したゲーム機能**  
歩数に応じて、全国のご当地キャラクターが変身。キャラクターを収集できる図鑑機能等、ゲーム性を付与することで、歩くモチベーションアップ！

### 【アンバサダーの任命】



EXILE ÜSAさん

EXILE TETSUYAさん

（キャンペーンポスター）

# 4-2.令和元年度『FUN+WALK 月間』について

- 令和元年10月を「**FUN+WALK月間**」とし、「歩く」機運醸成を図る強化期間として設定。
- 全国各地の企業や自治体等と連携して「歩く」取組を一層促進するとともに、東京都内では“**楽しく歩いて通勤する朝習慣をつくる**”をテーマに「**FUN+WALK MORNING**」キャンペーンを展開し、「朝食」と「歩く」を掛け合わせ“**脳と体の活性化**”を促すイベントも実施。

## 【FUN+WALK MORNING】

- ・通勤時に混雑する鉄道路線の1つである「田園都市線」の「池尻大橋駅-渋谷駅 間」をメインに、朝のひと駅歩きを推進。
- ・朝の時間に「食べて」「歩く」ことで“脳と体の活性化”を促され、仕事にも良い影響を与えることを訴求する。

### ①「FUN+WALK MORNING」スペシャルデー (15日(火)～17日(木))

田園都市線「池尻大橋駅」～「渋谷駅」間をメインコースにウォーキングイベントを開催。脳と体を活性化するために必要なドリンクやフルーツ、ウォーキング後の朝食等を配布。

### ②「FUN+WALK MORNING」クーポン

「FUN+WALKアプリ」を使用して3,000歩あるく毎に渋谷・池尻大橋・中目黒周辺の飲食店で、朝の通勤時間帯～ランチタイムの時間帯限定で使えるクーポンとアサヒ飲料のドリンクを提供。



## 【「#〇〇通勤」キャンペーン】

- ・「スニーカー通勤」「リュック通勤」など FUN歩きやすい通勤スタイルをSNSで投稿し、みんなとシェアする「#〇〇通勤」キャンペーンを展開。



#スニーカー通勤



#リュック通勤

### ○全国ご当地キャラ通勤スタイル選手権

全国のご当地キャラにも、FUN+WALKを意識した通勤スタイルを考えてもらい、画像をSNS投稿してもらう。

(例)



「#骨ポーチ通勤」

SNSで投稿



フォロワーに「いいね！」をお願いする

「いいね！」数が一番多かったキャラが大賞。

# 4-3. 歩くことを推進する地方自治体の取組例



自治体・取組名	取組内容	ホームページ等
北海道旭川市 健康づくりプラス1推進事業	旭川市では、働く世代の方々の健康づくりをサポートしています。市内事業所を対象に、仲間と一緒に職場で手軽に行える「90日間体重測定チャレンジ」などの取組を行っています。また、目標に応じたウォーキングモデルコースも紹介しています。	<a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/1390/d063350.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/1390/d063350.html</a>
福島県 チャレンジふくしま県民運動「WALK BIZ」	健康づくりの取組に身近なところからチャレンジしていく「チャレンジふくしま県民運動」を展開。その一環として歩きやすい靴や格好で通勤・勤務する「WALK BIZ（ウォークビス）」を推進しています。	<a href="http://c-f.kermin-undo.jp/">http://c-f.kermin-undo.jp/</a>
栃木県真岡市 真岡市役所スニーカービス	日常の中で歩く機会を増やすことを目的に、職員のスニーカースタイルでの通勤、勤務を推奨する「真岡市役所スニーカービス」を実施。「歩く」「体を動かすこと」による健康づくりを推進しています。	<a href="https://www.city.moka.lg.jp/">https://www.city.moka.lg.jp/</a>
東京都中野区 ウォーキングマップの作成	だれもが外に出て体を動かし、楽しみながら健康づくりができるようウォーキングマップを発行しました。このウォーキングマップは、健康と観光という二つの要素が盛り込まれており、まち歩きを楽しむための情報がもりだくさんです。	<a href="http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401700/d025466.html">http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401700/d025466.html</a>
東京都江戸川区 スポーツチャレンジデー×FUN+WALK PROJECT	チャレンジデーでは、鈴木長官をお招きし「FUN+WALK PROJECT」とのコラボ企画としてウォーキングイベントを開催。アプリには江戸川区のおまつりキャラクター「ハッピーちゃん」も登場。ウォーキングの習慣化を目的に通年でキャンペーンを展開中。	<a href="http://kenko-toyama.jp/information/information-e00551.html">http://kenko-toyama.jp/information/information-e00551.html</a>
富山県 ウォークビスとやま県民運動	通勤の際など気軽にウォーキングに取り組み機運を醸成するため、スニーカーなど歩きやすい靴や服装で通勤・就業する「ウォークビスとやま県民運動」を展開しています。	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kenkou-zukur/sneaker-biz.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kenkou-zukur/sneaker-biz.html</a>
福井県 スニーカービス	歩きやすい靴を履くことで、多様な日常生活の中でも仕事の合間や休憩時間を利用して歩くなど、手軽に運動機会を確保することができる「スニーカービス」を新たな県民運動として実施しています。	<a href="https://www.city.matsumoto.nagano.lg.jp/kurashi/sigoto/kenkou/sangyo/arukobiz_cycle_biz.html">https://www.city.matsumoto.nagano.lg.jp/kurashi/sigoto/kenkou/sangyo/arukobiz_cycle_biz.html</a>
長野県松本市 歩こうBIZ & Cycle BIZ	通勤スタイルを徒歩や自転車に転換し、加えて公共交通を活用するなど、日常生活の中で、気軽に活動量を増やすことの普及啓発を目的に、市内の小売店や事業所と連携して、「歩こうBIZ & Cycle BIZ」に取り組んでいます。	<a href="http://www.city.okazaki.lg.jp/300/304/p023604.html">http://www.city.okazaki.lg.jp/300/304/p023604.html</a>
愛知県岡崎市 春のまめさんぽ2019～英雄（ヒーロー）に出会える矢の散歩道～	歩きかけづくりを目的としたウォーキングイベントを3月10日（日）に開催。平坦なコースで初心者にもおすすめです。英雄（ヒーロー）に出会えるポイントを巡りながら楽しくゴールを目指します。コース途中や、ゴールにお楽しみがあります。	<a href="https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/iryu/1003187/1003188/index.html">https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/iryu/1003187/1003188/index.html</a>
愛知県春日井市 かすがい健康マイレージ	食事や運動などの生活習慣の改善に取り組んだり、健診（検診）の受診、健康講座等へ参加することで、マイレージ（ポイント）をためて、楽しみながら健康づくりに取り組んでいます。	<a href="https://www.city.takamatsu.lg.jp/kurashi/kenkou/kenkou-ameri/hazimeyoukokoningu.html">https://www.city.takamatsu.lg.jp/kurashi/kenkou/kenkou-ameri/hazimeyoukokoningu.html</a>
大阪府大阪市 大阪シティウォーク	ウォーキング愛好者だけでなく、初めて参加する方や子ども、高齢者など誰もが楽しめるウォーキングイベントを年に5回開催しています。大阪のまちの歴史やまちの魅力を楽しみながら歩けます。	<a href="https://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/contents/1547259633521/index.html">https://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/contents/1547259633521/index.html</a>
兵庫県香美町 ナイトスノーシューウォーク	関西の雪降る町から特別なイベントを3月2日（土）初開催！西洋かんじき＝スノーシューを履いて真っ暗な高原を探索します。雪を踏みしめる力加かの感覚にキラキラ輝く雪の結晶。思わず寒さを忘れて大はしゃぎ間違いなしです。	<a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/pparrnokata/kenkou/kenkou/5025216">https://www.pref.tokushima.lg.jp/pparrnokata/kenkou/kenkou/5025216</a>
徳島県 とくしまウォークビス	糖尿病死亡率ワースト1位脱却に向けた、働き盛り世代の運動不足の解決策として、毎日の自然な運動を促すため、歩きやすい靴・服装での出勤・就業スタイル「ウォークビス」の全県展開を目指しています。	<a href="http://www.city.takamatsu.lg.jp/kurashi/kenkou/kenkou-ameri/hazimeyoukokoningu.html">http://www.city.takamatsu.lg.jp/kurashi/kenkou/kenkou-ameri/hazimeyoukokoningu.html</a>
香川県高松市 始めよう！ウォーキングで健康づくり	継続した運動習慣を身につけ、一日の歩数を今よりプラス1,000歩（約10分）を目標に、人事課、スポーツ振興課と保健センターが連携して職員の健康づくりを図ります。市内の企業や事業所にも普及啓発を行い、取組を促します。 ※3月1日サイトオープン予定	
長崎県長与町 ウォーキングマップ看板の設置	ただ健康づくりに取り組むのではなく、「楽しみながら」健康づくりに取り組むお手伝いの一環として、長与駅前ウォーキングマップ看板を作成いたしました。1km毎に印をつけることで、ご履になった方が自分用のコースを作れるようになっています。	
鹿児島県鹿児島市 ウォーキングマップの作成やウォーキングイベント等の実施	本市では、「かこしま市民そごやクラブ」を策定し、「身体活動・運動」の分野では、目標項目の1つに日常生活における歩数の増加を掲げ、小学校区ごとのウォーキングマップの作成や各種ウォーキングイベント等を実施しています。	<a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/kenkodokuri/kenkou/kenkou-zukur/walkingmap.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/kenkodokuri/kenkou/kenkou-zukur/walkingmap.html</a>

## 4-4.「スポーツエールカンパニー」認定制度

- ・「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、平成29年度から、**社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」（英語名称：Sports Yell Company）として認定**する制度を創設。
- ・社員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」をはじめとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。
- ・平成29年度認定企業は**217社**。平成30年度認定企業は**347社**。  
令和元年度は、**10月21日（月）まで申請を受付中**

### 【認定の条件等】

従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（１）～（６）をすべて満たすこと。

- （１）経営者をはじめ、企業全体で推進している取組であること
- （２）企業内の取組が明確化されていること
- （３）取組が企業の内部において周知されており、取組実績があること
- （４）実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- （５）労働関係法令等が遵守されていること
- （６）暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

※東京都の「東京都スポーツ推進企業」認定制度及び新潟県の「グッド！スポーツカンパニー」（新潟県スポーツ推進企業）認定制度と連携して実施。

### ＜認定証＞



### ＜認定ロゴマーク＞



# 4-5.厚生労働省とスポーツ庁の連携の状況

厚生労働省及びスポーツ庁はそれぞれ健康増進、スポーツの振興について取り組んできたところであるが、その連携を強化するために、「**スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議**」を設置。

(第1回を平成30年6月4日、第2回を平成30年3月28日に開催)



厚生労働省が推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）について、生活習慣病予防の啓発や健康増進のための優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰する「**健康寿命をのぼそう！アワード**」において、平成30年度（第7回）から、**スポーツ庁長官賞**を設けている。

厚生労働省  
スマート・ライフ・プロジェクト



健康寿命を  
のぼそう！  
AWARD

募集部門：1.企業部門、2.団体部門、3.自治体部門

募集対象：スマート・ライフ・プロジェクト参画団体であり、生活習慣病予防の啓発活動、健康寿命をのぼすことを目的とした取組を行っている企業・団体・自治体

表彰：厚生労働大臣賞

最優秀賞 住友生命保険相互会社

優秀賞 ヤマトグループ・ヤマトグループ健康保険組合

特定医療法人 丸山会丸子中央病院

福井県

**スポーツ庁長官賞**

優秀賞 株式会社NTT東日本－関信越

社会福祉法人聖隷福祉事業団浜松市リハビリテーション病院

富山県

厚生労働省との連携イベントとして、「**スマートライフフェスタin横浜**」を開催予定（令和元年9月2日（月））。横浜スタジアムグラウンドで**ナイトヨガ体験**を実施（参加者約1,000人）し**鈴木大地スポーツ庁長官も参加**。（平成30年は神宮球場のナイトヨガにも参加）

厚生労働省との連携により、健康への意識向上を図ることを目的とした**楽しみながら健康になるイベント「FUN+HEALTH FESTA」**をイオンモール広島府中で開催（平成31年1月25・26日）。



モール内のウォーキングコースを元広島東洋カープの天谷宗一郎さん、厚生労働省中村女性の健康推進室長とともに安達健康スポーツ課長がウォーキング。



# 5.障害者スポーツの振興について

# 5-1.総合的な障害者スポーツの振興

障害者が健常者と同様にスポーツに親しめるような環境を整え、2020東京大会のレガシーとして、共生社会を実現する。ただし、現状では、障害者のスポーツ実施率は(成人週1回以上:20.8%)は、成人一般(55.1%)に比べてかなり低くとどまっている等の現状があり、各地域の推進体制の整備から、スポーツをする機会の創出、場所・仲間の確保、負担軽減、指導者の確保、周囲の理解増進など、総合的な対策が必要。

(実現される成果の例)

## 障害者のスポーツ環境の現状

・週1回以上のスポーツ実施率(H29)は、

成人:**20.8%** (55.1%\*)  
若年層:**29.6%** (75.5%)

※( )内は障害者に限らない全般の実施率 (\*はH30)  
※無関心層が多いほか、スポーツを実施できない理由としては、金銭的負担(21.5%) 体力がない(20.9%)が上位

・都道府県のスポーツ担当部署で、障害者スポーツを所管しているのは、**14都道県**にとどまる(R1)

※障害者スポーツは、文化振興部局、医療・福祉部局、教育部局等の領域にまたがる。  
※また、実施の中心となる各県市の体育協会も、障害者スポーツ協会と分かれている状況

・全スポーツ施設(191,727カ所)の中で、障害者スポーツ専用・優先のスポーツ施設は、**141施設**(H30)

・総合型地域スポーツクラブの中で、障害者が参加している(していた)クラブは、**38.3%**(H30)

・運動部活動・クラブのある特別支援学校は、中学部で**37.2%**、高等部でも**58.6%**(H25)

・障がい者スポーツ指導者は**約2万7千人**(H30)

※日本スポーツ協会公認スポーツ指導者は約55万人

・障害者スポーツの直接観戦の経験がある者は、**3.8%**にとどまる(H29)

## 障害者スポーツの普及・促進のための主な施策

### ○障害者スポーツ推進プロジェクト

- ・各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備
- ・組織基盤が脆弱な障害者スポーツ団体について、団体間の連携の促進、体制整備への支援
- ・個人での購入が容易でない高価なスポーツ車いす、スポーツ義足等をより容易に利用できるようにするため、地域の保有資源を有効活用する仕組みの構築

### ○Special プロジェクト2020

- ・2020年に、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するための体制整備、モデル事業の実施等
- ・特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進

### ○日本障がい者スポーツ協会補助

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組として、指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等を実施
- ・また、パラリンピック等の総合的国際大会への派遣、選手の育成強化を実施

### ○オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

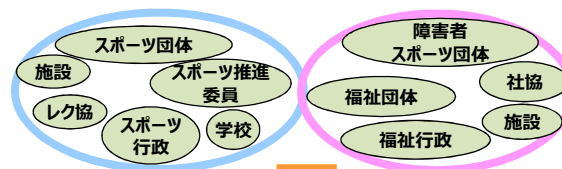
- ・オリパラ教育を全国に展開するとともに、特にパラリンピック競技の観戦・体験を重点的に実施

### ○全国障害者スポーツ大会開催事業

- ・毎年、国民体育大会と同一都道府県において全国障害者スポーツ大会を開催し、その開催経費の一部を助成

## 障害者スポーツ振興体制をより効率化

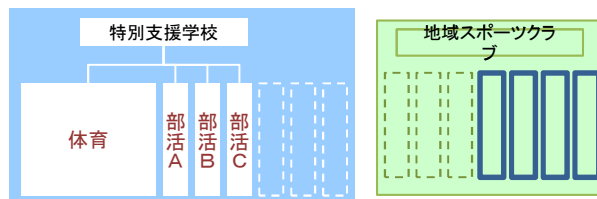
スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各々で活動を実施



障害の有無に関わらずスポーツ機会を一体的に創出。

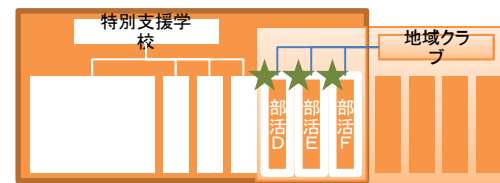


## 効率的に障害者スポーツの拠点を確保



学校は、そもそも部活が少なく、種目数も少ない。他方、地域クラブは、障害者の受け入れが少なく、施設もない。

バリアフリーな特別支援学校の施設を拠点として、障害者スポーツ種目のクラブを設置することで、**卒業後も続けられるスポーツの場を身近に確保**



実施状況

推進体制

施設

クラブ

指導者

理解

推進体制整備、場の確保、負担軽減、指導者確保、理解増進など、総合的に取組を推進

## 5-2. 障害者スポーツに関する事業の切り分け

- 平成26年度より、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管されましたが、障害者の社会参加やリハビリテーションの観点から行う事業については、引き続き厚生労働省が担当しています。
- 「レクリエーション」としてのスポーツイベント等の開催については、障害者福祉政策の観点から、移管前と同様に、「地域生活支援事業」の活用が可能です。これらの事業も活用いただきながら、地方公共団体における障害者スポーツの裾野を広げる取組の推進をお願いいたします。
- 地方公共団体によっては、スポーツ担当部署と障害者スポーツ担当部署、障害福祉・社会福祉関連部署が異なる場合がありますので、障害者スポーツの関連施策の推進に当たっては、関係部署との連携を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

	考え方	厚生労働省	文部科学省
競技スポーツの支援	障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)		競技力向上事業、ハイパフォーマンス・サポート事業 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設機能強化事業 スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト 等
			日本障害者スポーツ協会補助 パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業) 選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業)
障害者スポーツの裾野を広げる取組	スポーツの振興としての支援		障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業) 全国障害者スポーツ大会の開催 (全国障害者スポーツ大会開催事業) 地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究事業 学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業 等
障害者の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援	障害者の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援	地方公共団体等が実施する各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター)	障害者の生活をより豊かにする観点からのスポーツイベント等の開催については、「レクリエーション」として引き続き地域生活支援事業の活用が可能

平成26年度に厚生労働省から文部科学省に移管

## 趣旨等

- 障害者スポーツの振興を重点的に盛り込んだ「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月)を踏まえ、障害者スポーツを推進。  
障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境整備、障害者スポーツ団体の支援、地域の障害者スポーツ用具を有効活用する仕組みの構築等により、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備

◇週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者20.8%(一般55.1%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)

## ①地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境・推進体制の整備事業 (拡充)

### ○都道府県・市町村等において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備

- スポーツ審議会健康スポーツ部会における検討を踏まえた新たな対応課題も含めつつ、各地域の推進体制上の課題の解消を図る。
- (1)地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材の育成
  - (2)地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設等、障害者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会提供
  - (3)地域のスポーツ施設・イベントや総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の促進
  - (4)障害当事者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解の推進
  - (5)現職教員に対する障害者スポーツのノウハウの普及

### ○障害者スポーツに関する調査研究

- (1)障害者のスポーツ実施状況及びスポーツ参加の阻害要因・促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究
- (2)障害者のスポーツに必要な用具等について、廉価な普及用の用具・補助具等の研究開発

## ②障害者スポーツ団体の連携及び体制整備への支援事業(拡充)

- 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降も視野に入れ、障害者スポーツ団体相互の連携促進等の検討、支援を行う。

- (1)障害者スポーツ団体に対する、体制整備の支援
- (2)障害者スポーツ団体の体制の在り方に関する検討会の実施

## ③障害者スポーツ用具活用促進実践事業(拡充)

### 障害者スポーツ用具活用拠点(普及拠点)の認定及び整備

- 障害者スポーツ用具を備え、その種目を試したい者等に対して、用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた「スポーツ用具活用拠点(普及拠点)」(仮称)の整備を図る。
- (1)各地方ブロックの中核となるべき「スポーツ用具活用拠点(普及拠点)」(仮称)を構築すべく、障害者スポーツセンターなどで、その運営を試行的に実施
  - (2)中核的な拠点以外で、障害者スポーツ用具をシェアする仕組みを有する普及拠点の認定を実施

# ① 地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業

## 趣旨等

- 障害者がスポーツを実施する上での障壁を解消し、障害の有無にかかわらず継続的にスポーツを実施できる社会を実現するため、実践的に、**身近な場所でスポーツを実施できる環境や推進体制の整備を図る。**
- また、スポーツ基本計画の目標として掲げられた障害者のスポーツの各種測定指標の把握や、エビデンスに基づく政策立案に資するため、**障害者のスポーツ参加の阻害要因等の把握・分析や、スポーツ実施上の課題の解消のための実践例・研究事例の分析等、**必要な調査研究を実施する。

- ◇週1日以上スポーツ実施率(成人) **障害者20.8%**(一般55.1%) ⇒ **40%程度** (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)
- ◇総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 **38.3%** ⇒ **50%** (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)
- ◇障害者スポーツ施設※は全国で**141か所**にとどまる。 ※障害者専用、あるいは障害者が優先的に利用できるスポーツ施設
- ◇障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた、又は条件付きで認められた経験のあるパラリンピック選手は**21.6%**

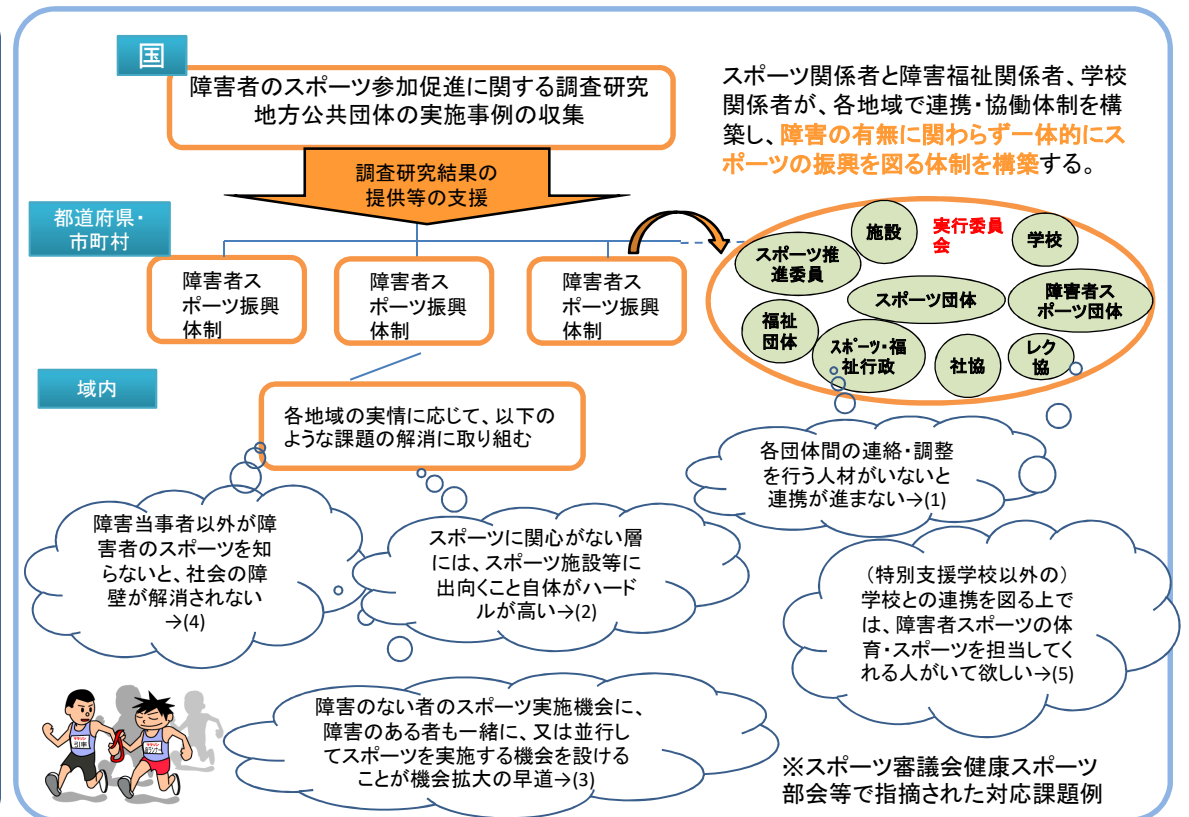
## 事業内容

### ○都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備

- (1) 地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材の育成
- (2) 地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設等、障害者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会提供
- (3) 地域のスポーツ施設・イベントや総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の促進
- (4) 障害当事者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解の推進
- (5) 現職教員に対する障害者スポーツのノウハウの普及

### ○障害者スポーツに関する調査研究 (拡充)

- (1) 障害者のスポーツ実施状況及びスポーツ参加の阻害要因・促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究
- (2) 障害者のスポーツに必要な用具等について、廉価な普及用の用具・補助具等の研究開発



### ③ 障害者スポーツ用具活用促進実践事業

#### 趣旨等

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーとして、障害者スポーツの実施人口の拡大を図るとともに、次世代選手の発掘を容易にするため、個人での購入が容易でない障害者スポーツ用具について、地域の保有資源を有効活用する仕組みの構築を行いつつ、地域ごとに用具を活用したスポーツの普及拠点を整備する。

#### 現状と課題

- ◆ 障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は、20.8%と極端に低い現状。
- ◆ 特に肢体不自由者では、体の機能を補助する道具を、選手個人が用意する必要があり、その価格は、基本的な用具でも40万~100万円程度。
- ◆ 中途障害者が、どの種目が自分の残存機能等に合っているか等を判断し、その競技を実施できるようになるまでに、ある程度(1~2年)の「試す」期間を要すると言われ、高額な用具を最初から購入することは現実にそぐわない。
- ◆ このため、令和元年度に用具のシェアを行う事業モデルの構築、「スポーツ用具マネージャー」の養成のためのガイドライン(仮称)の作成を進めており、

- ▼ 令和2年度においては、そのモデルを踏まえ、実際に用具をシェアしつつスポーツを試すことのできる「スポーツ用具活用拠点(普及拠点)」の整備を実施する。



#### 事業内容

##### 障害者スポーツ用具活用拠点(普及拠点)の認定及び整備

○各地方ブロックの中核となるべき普及拠点(障害者スポーツセンターなど)を育成すべく、以下のような業務を委託して実施。

- ・ 障害者スポーツ用具を備え、その種目を試したい者等に対して、用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・修理・調整を行える者(スポーツ用具マネージャー)、医師、トレーナー等を備え、トレーニング等の環境を提供
- ・ 「スポーツ用具マネージャー」の育成ガイドライン(仮称)を踏まえ、実践研修のフィールドとして、育成に協力

○また、高額な障害者スポーツ用具をシェアする仕組みモデルの普及を図るとともに、その仕組みが構築された普及拠点を認定・可視化していくことにより、より身近な地域の範囲でも、用具資源の有効活用を促す。

#### 効果

- ・地域の資源のシェア・有効活用を促進するとともに、育成したスポーツ用具マネージャーの活用により、**より少ない経済負担で、障害者が自らに合ったスポーツを試すことができる環境を実現。**

- ・併せて、より障害者の身近な各地域地域でも、地域の保有資源を有効活用する機運を醸成。



## スポーツ庁

平成28～29年度  
地域における障害者スポーツ普及促進事業  
平成30年度  
障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業）

平成30年度  
Specialプロジェクト2020  
（特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業）

特定非営利活動法人  
日本知的障がい者サッカー連盟  
（スポーツ庁委託事業受託者）

### 「Go For2020全国知的障害特別支援学校普及大会」

【趣旨】知的障害者特別支援学校高等部の部活動の普及・促進に寄与する全国大会を開催するとともに、知的障害者のスポーツ促進、生涯学習の環境作りを目指す。

## 石川県

平成28年12月、石川県選抜知的障害者サッカーチーム発足（隣の福井県で全国障害者スポーツ大会（H30）が開催されることや、生徒らのサッカーをしたいという声を受け、県内の特別支援学校から選手を募集。）

平成28～30年度スポーツ庁委託事業などで、指導員の派遣等を行うことにより、チームの強化や活性化を実施。

平成31年2月の「Go For2020全国知的障害特別支援学校普及大会」（スポーツ庁委託事業）に出場し、チーム発足後初勝利。県下のメディアに取り上げられたこともあり、障害者スポーツの普及に勢いをもたらし、障害児・者の自信を深めることにも繋がった。

平成28年12月のチーム発足以来、特別支援学校の部活動として行ってきたため、学校卒業後の受け皿が課題であったが・・・

平成31年4月  
総合型地域スポーツクラブに知的障害者のサッカーチームが発足  
※特別支援学校を卒業した後もサッカーを続けられる環境を整える。



スポーツ庁

石川県（スポーツ庁委託事業受託者）

官民連携

民間企業

◆「障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る」というスポーツ庁委託事業の趣旨と、NECの「パラスポーツ推進の取組」が合致し、NECからスポーツ庁事業への協力希望が届いたことにより、官民連携してのイベント実施が実現。

◆石川県  
障害者スポーツフォーラム

- ・スポーツ庁
- ・石川県健康福祉部
- ・石川県立七尾特別支援学校
- ・石川県障害者スポーツ協会
- ・NEC（日本電気株式会社）

平成30年度スポーツ庁委託事業  
障害者スポーツ推進プロジェクト

石川県障害者スポーツフォーラム

バンクーバーパラリンピック  
**銀メダリストと  
スポーツを楽しもう！  
&講演会**

講師/上原 大祐 氏

パラアイスホッケー選手、2006年トリノ、2010年バンクーバー、2018年平昌の3大会パラリンピック出場、バンクーバーでは、銀メダルを獲得。  
現在は、NPO法人「TD-SHIPS32」の代表として活動中。

平成31年  
日程 **2/23日** 入場無料 定員100名

場所 石川県立七尾特別支援学校  
(七尾市下町己部 54)

●13時30分～14時 会場  
上原 大祐 講演会「パラスポーツの魅力」

●14時～15時 体育館  
ポッチャ体験教室

他に障害者スポーツ紹介パネルを展示  
※動きやすい服装・内履きで参加してください（見学者も内履きを持参ください）

主催/石川県、石川県障害者スポーツ協会 協力/日本電気株式会社  
お問合せ/石川県障害者保健福祉課 TEL 076-225-1426



当日打合せ



NEC職員が司会進行



80人が参加



ポッチャ体験



# Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

(前年度予算額：39,532千円)

令和2年度概算要求額：64,258千円

## 趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、また、これまでのパラリンピックに向けた機運醸成の成果を生かし、**全国の特別支援学校が参加できる、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催**

- ・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会
- ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
- ・地域住民・企業等の参画を得て、地域行事と特別支援学校行事が融合した行事の機会を創出する

## 事業内容

### ①全国的な祭典の実施

- ・全国8ブロックで、特別支援学校等の児童生徒が参加するスポーツ・文化・教育の祭典を実施する。
- ・各地の学校で自主的に開催される祭典の実施結果の発表の場として各学校の祭典及び8ブロックで開催される祭典を対象とした全国的なフォト(動画)コンテストを開催する。



### ②特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施

#### (1)特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の推進

- ・放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる障害児・者の地域スポーツクラブを支援する。
- ・障害者スポーツ指導者の当該クラブへの派遣等の取組を定期的実施する。



#### (2)特別支援学校等における体育・運動部活動等の推進

- ・障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行う。
- ・他の特別支援学校等に在籍する障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を実施する。

### ③特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。



※ ②について特別支援学校設置者への委託を想定(①、③は民間企業への委託を想定)

## 祭典のイメージ

### これまでの実績

#### 自治体・経済団体等

- ・パラリンピック機運醸成のための、企業向けパラスポーツ運動会等のイベント
- ・共生社会ホストタウンや、各国の事前キャンプ等の誘致 など

#### 特別支援学校等

- ・地域の文化行事等やスポーツクラブの活動を特別支援学校で実施するなど、特別支援学校と地域の連携体制を構築

### 2020の展開

この実績を生かし、2020年には、パラスポーツ運動会等を特別支援学校が参加し、かつ、地域や企業も参加するような行事として実施

## 効果

・地域や企業等に普及されたパラリンピックムーブメントを、特別支援学校も含めた形で定着させ、持続可能なパラスポーツ推進体制を実現

・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

問合せ先: 障害者スポーツ振興室 03(6734)3490

# (参考) Special プロジェクト 2020 構想とは

## 趣 旨

- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会  
・地域住民の主体的な参画

- 特別支援教育(special needs education)を変革
  - みんなをつなげる次世代の「共生学校」を創造
- 既存の特別支援学校を拓く!

・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」に変革  
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**  
・**自助、共助、公助を一体として推進**

## 具体的な取組例

特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設等、「地域社会のハブ(交流拠点)」化

企業が特定の特別支援学校と連携し応援

幅広い地域住民が参加する地域共同運動会・文化祭等の開催

オリンピック・パラリンピアン等アスリートによるスポーツ体験会等の開催

特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒の交流及び共同学習の促進／その成果の発表大会

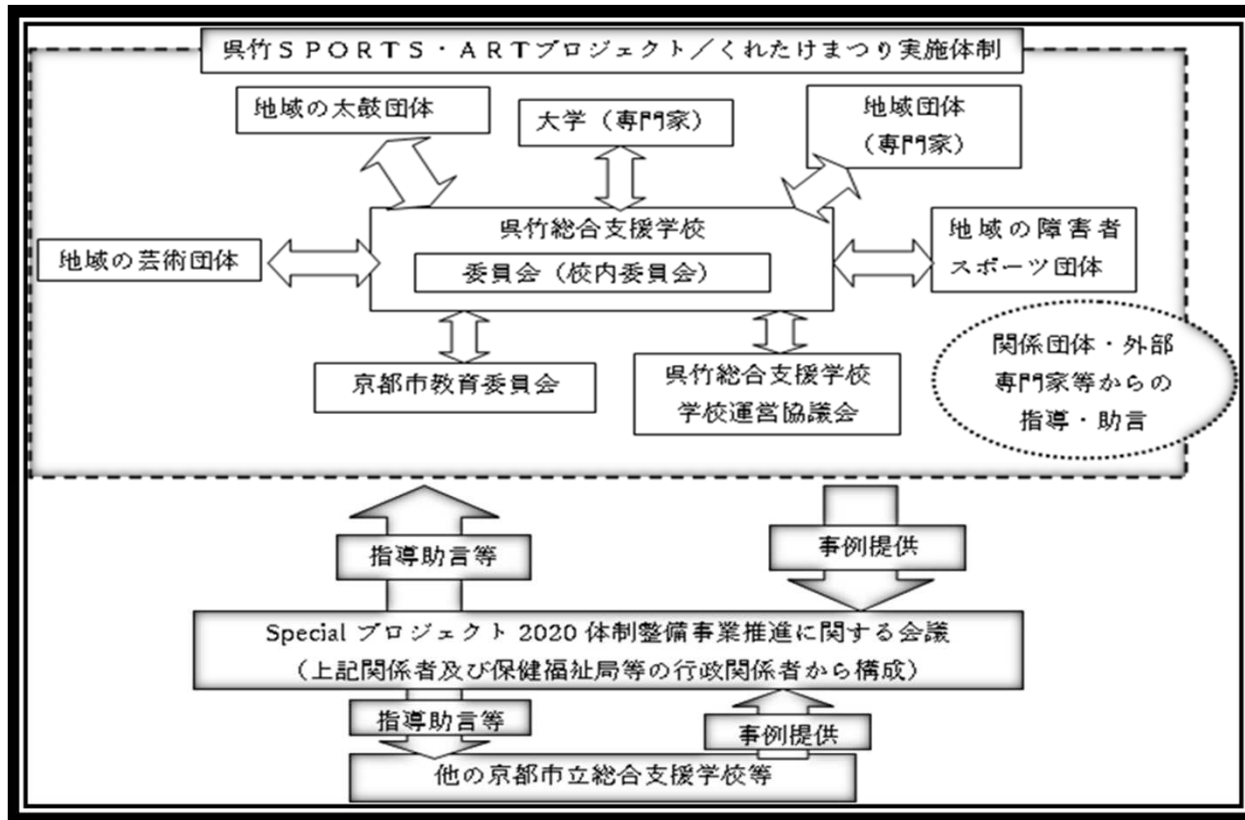
障害者と健常者が共同で制作を行う文化芸術活動の促進／制作した作品の展示・販売

卒業後も障害者が特別支援学校や地域社会から様々な支援を受けられる機会を充実



※特別支援学校の児童生徒からの公募により選定されたロゴマーク  
(作者:千葉県立四街道特別支援学校高等部3年(当時)・大内晶曉氏)

国の予算により実施される中央・ブロックレベルの祭典への参加に限らず、このプロジェクトの趣旨にご賛同いただける各地方公共団体等におかれては、上記の取組例や、2017～2019年度に実施した事業モデル(次ページ)等も参考に、2020年に、**各地域でのお取組を検討いただくようお願いしたい。**



呉竹総合支援学校においてスポーツ・芸術に係る①余暇体験サークル (月1回程度) ②部活動 (毎週月曜日・水曜日) ③スポーツ系・芸術系授業 (金曜日の5・6限) を日常の活動として実践。  
 ※サークル活動では地域の老人福祉施設と連携したり地域の団体と交流試合を実施。

上記の活動の成果を地域の方や市内の小中学校等に発信するため、地域住民も参加する「くれたけまつり」を開催。

特別支援学校と地域との「つながり」を深め、地域との共生社会の実現を目指している。



【くれたけまつり】



和太鼓サークル (在校生) の成果発表



健常者がフライングディスクを体験する様子



ジャズ (卒業生) と三味線 (健常者) とペインティング (健常者) のセッション



平成29年度委託事業の対象となった学校での活動状況を、鈴木長官が視察しました。

福岡県（受託者）



総合型地域スポーツクラブ



特別支援学校（学校開放）



地域住民

児童  
生徒

障害  
者

関係  
者

福岡県立嘉穂特別支援学校は、29年度委託事業の対象となった学校。  
事業終了後も引き続き、月1回、放課後に体育館を解放し、総合型地域スポーツクラブの指導の下、児童生徒や障害者らの交流の場として「放課後スポーツ教室」を開催。



鈴木長官コメント（H30.6.8視察）

「草の根で障害者スポーツの輪を広げる好事例。体を動かす喜びは誰もが持っている。障害者がスポーツを楽しめる機会をさらに作っていくとともに、指導者のサポートにも力を入れたい。」

